

学校いじめ防止基本方針

大阪府立難波支援学校

平成28年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、児童・生徒がいじめを的確に訴えることができないこともあることを念頭に置き、教職員が日ごろから生徒の様子を丁寧に観察してその変化に素早く対応できるよう教職員一人一人が意識の向上に努め、組織的に全校体制で人権教育に取り組む。

また、「自ら学ぶ、健康で心豊かな子どもを育てる」という本校の学校教育目標を踏まえ、互いを尊重し合う好ましい人間関係を構築し、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるようにする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「大阪府立難波支援学校いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭 2、首席 2、教務部長、生活指導部長、小中高部主事 3、小中高教務主任 3、文化部長、情報教育部長、研究部長、支援相談部長、健康指導部長、進路指導部長、自立活動主任、中高生徒指導主事 2、人権教育主担とする。

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ いじめアンケートの実施・検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

難波支援学校 いじめ防止年間計画（記載例）				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個別の教育支援計画によって把握された児童状況の集約	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 家庭訪問の実施
5月	前期児童生徒会選挙 宿泊学習（小4・5）	前期児童生徒会選挙	前期児童生徒会選挙	実態把握研修会 児童・生徒指導事例報告会 参観日
6月		遠足（中1・3） 宿泊学習（中2）	高3修学旅行 校外学習（高1・2）	
7月	個人懇談 アンケート「いじめアンケート」実施	個人懇談 アンケート「いじめアンケート」実施	個人懇談 アンケート「いじめアンケート」実施 進路相談会（高3） 就職相談会（高3）	授業評価アンケートの実施、回収、報告 アンケート「いじめアンケート」実施 個人懇談週間 参観日 PTA 人権啓発講演会 PTA 施設見学会

9月	運動会	運動会 交流教育	運動会	運動会
10月	後期児童生徒会選挙 修学旅行（小6） 遠足（小1～5）	後期児童生徒会選挙 校内体験実習（中2） 修学旅行（中3） 遠足（中1・2）	後期児童生徒会選挙	後期児童生徒会選挙
11月			校外学習（高1～3）	
12月	なんば祭 アンケート「いじめアンケート」実施 個人懇談	なんば祭 アンケート「いじめアンケート」実施 人権体験学習会 個人懇談	なんば祭 アンケート「いじめアンケート」実施 人権体験学習会 個人懇談 交流教育（高3）	なんば祭 アンケート「いじめアンケート」実施 人権体験学習会 個人懇談 PTA 進路人権講演会
1月	耐寒訓練の実施 交流教育	耐寒訓練の実施	耐寒訓練の実施 販売学習会 マラソン大会	耐寒訓練の実施 作品展 マラソン大会
2月	マラソン大会	マラソン大会		
3月	アンケート「いじめアンケート」実施 卒業生を送る会 個人面談	アンケート「いじめアンケート」実施 卒業生を送る会 個人面談	アンケート「いじめアンケート」実施 卒業生を送る会 個人面談	アンケート「いじめアンケート」実施 卒業生を送る会 PTA 人権啓発委員会 第2回委員会（年間の取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止委員会は、年間2回、定例会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

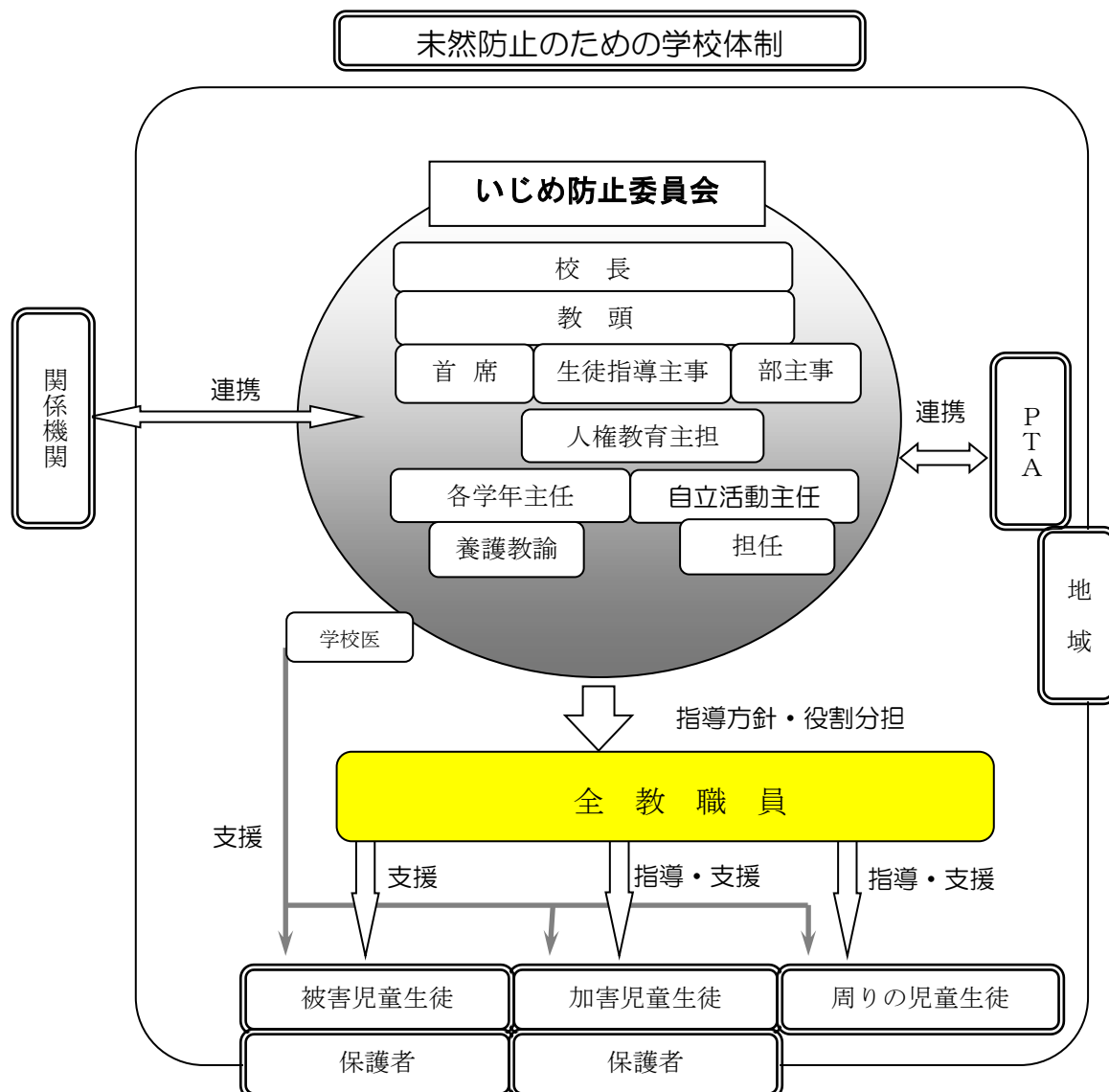
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間、日常生活の指導等の時間などそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制の例) (いじめ対応プログラムⅠ 67 頁より参考)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して児童生徒・保護者からの些細なサインも見逃さない報告・連絡・相談体制を徹底する。その際、学級担任→学年主任→生活指導部→校長・教頭への伝達はその発覚当日に完結するように徹底する。日々の状況について保護者と連絡帳等で情報共有したうえで、児童生徒に対して支援を行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、全学年において日々の教育活動全般や「日常生活の指導」等の授業

で人間関係の形成（他者との関わりの基礎に関すること、他者の意図や感情の理解に関すること、自己の理解と行動の調整に関すること、集団への参加に関すること）について指導・支援を実施・継続・検証を行う。

- (2) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常日頃より児童生徒の家庭環境や障がい特性についての情報を教職員間で共有し、児童生徒個々に合わせた指導を行う。

第2に分かりやすい授業づくりを進めるために個別の教育支援計画に基づいた各教科ごとの個別の指導計画を策定・実施する。

第3に児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために各種行事や部活動、生徒会活動を通して各児童生徒が持つ固有の特性を育み、発展するための機会を設ける。

第4にストレスに適切に対処できる力を育むために、常日頃より各児童生徒が担任や周囲の教職員と気軽に相談できるよう信頼関係の構築に努め、各家庭、学校医等と連携しながら多角的にバックアップしていく。

第5にいじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため生徒、保護者、教職員を対象に学校評価アンケートを実施し、各児童生徒が潜在的に抱いている不安や、脅威についてを吸い上げ教職員の行動を振り返る機会とする。

- (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、定期的に学校公開日を設定する他、運動会、なんば祭、作品展、販売会などの各行事を通して保護者や地域と関わる機会を設ける。
- (4) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、各学部、学年ごとに道徳の授業内において人権教育に関する取り組みを行い、それぞれが固有に持ちうる基本的人権と命の尊さについて学ぶ機会を設ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは「いじめアンケート」を年間3回実施し、各児童生徒が潜在的に抱えているいじめに対する脅威や息苦しさについての意見の吸い上げに役立てる。
定期的な教育相談としては、家庭訪問や学期末に個人懇談を実施し本人、保護者からの意見を聞く機会とする。また、必要に応じて学校医と連携した教育相談を実施する。日常の観察として各クラスごとに連絡帳や電話連絡を中心として保護者との日々の情報交換を密に行い、各児童生徒の実態把握に努める。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため連絡帳や、電話での日々の遅刻欠席早退等の連絡を密に行う。また、必要に応じて随時家庭訪問や懇談を行い、実態把握に努める。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として各児童生徒個々がそれぞれ相談しやすい関係の構築を担任、学年を中心に行い、各児童生徒にとって風通しの良い環境づくりを行う。
- (4) 入学説明会や年度当初の学年懇談会により、相談体制を広く周知し、「いじめアンケート」や、「学校評価アンケート」により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いの方針と情報漏えい対策を明確にし、新たないじめ事象の発生原因とならないよう適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築を行うための営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、学校医の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて学校医の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのためまず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、学校医とも連携する。

また、運動会やなんば祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

(学校の実情に応じて補足すること)